



小池雄一

修郎先生の事件簿

～就労ビザ専門会社の現場から～

「317家族帯同ビザ」だけだね。佐生 その通りだ。これで出張者や帯同家族を呼べると言える。1日あたり1000件の申請受付クォータは211ビジネスビザで2000件。317家族帯同ビザが500件と設定されていて受付可能数もたっぷりあるぞ。

鈴木 2000件ってすごい数字だね。

佐生修郎（さしゅう・しゅろう）は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木一郎 大変だ、大変だ。イミグレ総局が新規ビザの申請受けを再開したって聞いたよ。それって本当なの？ ビザの話って酒の肴にされやすくて噂や期待が先行しちゃうからいつも混乱させられるのよね。

佐生修郎 それは本当だよ。4月5日の朝にシステムが変更になった。VIS A ONLINEの新規申請入力画面で「国外に居る人」向けの選択肢が現れたのだ。4月4日までは「国内に居る人」向けしか選択肢できなかったから、プログラムを変更して現場での対応を変えたと言えるね。

イミグレ総局、新規ビザ申請受付、再開！

佐生 以前は1日700件だったから倍増どころか3倍近い。ある国からの強烈なロビー活動があったのかもしれない。または、大量にビジネスビザで入国させて、一方では立入検査を強化して、沢山の摘発件数を報告したいのかもしれない。

鈴木 でも、肝心の312就労ビザはどうなるのさあ？ あれは労働省が判断

して処理するから、彼らが動いてくれないと進まないのだよ。

佐生 4月5日の状況では、労働省は依然としてPSN（国家戦略プロジェクト）かOVN（国家重要対象地域）に関連する「推薦状」を添付しての申請しか受け付けていない。一般的な新規申請は受け付けていないのだ。

鈴木 でも、イミグレ総局が受付再開したら労働省

だって連携して再開していくのじゃない？

佐生 実は、既に再開の準備はできている。労働省システムTKA ONLINEでも、4月5日の時点で「国外に居る人」向けの選択肢が新たに表示されるようになった。でも実際に申請してみたら現場審議官からは否認メッセージが返って来て、結局はまだ受け付け停止状態だった。こんなちぐはぐな状況なのだよ。

鈴木 それは労働省内での上意下達に問題がありそうだね。

佐生 鋭い一郎君。実は専門家の間では申請受付再開は既定路線。おそらく近期中に労働省内で通達がなされ新規の312就労ビザ申請も受付が再開されるとみているのだ。

鈴木 でも、まだ問題がある。312就労ビザ申請が受け付けられても、eVISAが発行されるまでには1カ月超かかってしまう。そんなに待てないよ。新規赴任者は1日でも早く入国させたいのだ。どうにかならないの？

佐生 312就労ビザの発行を待つのが王道だ。だが、それを待てない場合、ひとつ有効な対応策があるぞ。それは、ITASコンバージョンだ。

鈴木 まずは211ビジネスビザで入国して、その後「国内に居る人」向けの312就労ビザをとって、それを元にITAS滞在許可に切替えるのだね。

佐生 そうだ。211ビジネスビザのeVISAは5〜8営業日で発行されてくるから申請後約2週間で入国できるぞ。

鈴木 それは良いねえ。でも、リスクもあるんじゃない？

佐生 211ビジネスビザで入国滞在中の期間

があるわけだが、そこで役人の立入検査が入った時が問題だ。役人の質疑への対応の仕方が不味いとトラブルになるぞ。211ビザで入国滞在中の状態では一義的には就労は出来ないからね。211ビザの申請の際に活動内容を指定するけど、ITASコンバージョンを前提とする場合には「就労候補者の専門能力トライアル」を選択するのが一般的だ。

鈴木 わかった。「就労候補者の専門能力トライアル」の範囲内の活動という事を念頭に置いて役人との受け答えをコミュニケーションしておくよ。

佐生 さすが一郎君。転ばぬ先の杖だね。ちょうどレバラン休暇前の立入検査が増える時期だからデータを整理したり、対応をシミュレーションしたり、いろいろ準備しておくといいよ。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタップへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。54歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。

佐生修郎 心得えの条

- 一 イミグレ総局のシステムが変更され、「国外に居る人」向けの新規ビザ申請の受付が再開された。これに連動し労働省側も312就労ビザの申請受付が再開される見通しである。申請の準備を。
- 二 312就労ビザ発行まで待てればそれに越したことはない。でも、待てなければ211ビジネスビザでの入国、そしてITASコンバージョンという手段を検討してもよい。